

第16回 海上輸出入通関・海上物流等（合同）WG 議事要旨

1. 日時：平成27年4月16日（木）14：00～16：30

2. 場所：川崎市産業振興会館 1階 ホール

3. 議事の概要

相互に競争関係にある複数の会社において、カルテルまたはそれと疑われる行為が惹起されることがないように、独占禁止法及び関係法令並びに諸外国の競争法令の順守を原則とし議論を行った。

（1）議題

第15回WGの意見等報告

事務局（センター）から、資料1に基づき説明の後、意見交換を行った。

サブWG検討結果：損害保険業務のシステム化＜2＞

事務局（センター）から、資料2に基づき説明の後、意見交換を行った。

パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了＜2＞

事務局（センター）から、資料3に基づき説明の後、意見交換を行った。

ダイヤルアップ回線の廃止

事務局（センター）から、資料4に基づき説明の後、意見交換を行った。

第6次NACCSへの移行及び第6次NACCSにおける中年度更改

事務局（センター）から、資料5に基づき説明の後、意見交換を行った。

マイナンバー（法人番号）に係る対応

事務局（センター）から、資料6に基づき説明の後、意見交換を行った。

減免税制度適用輸出入申告における残数量等管理業務

事務局（センター）から、資料7に基づき説明の後、意見交換を行った。

機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）業務の海上貨物への対応

事務局（センター）から、資料8に基づき説明の後、意見交換を行った。

通関士審査業務の新設＜3＞

事務局（センター）から、資料9に基づき説明の後、意見交換を行った。

「船積確認登録（CCL）」業務の入力可能者の見直し等

事務局（センター）から、資料10に基づき説明の後、意見交換を行った。

「輸出畜産物検査申請事項登録（EMA）」業務における検査実績等の入力

事務局（センター）から、資料11に基づき説明の後、意見交換を行った。

汎用的な添付業務の仕組みの提供

事務局（センター）から、資料12に基づき説明の後、意見交換を行った。

連絡機能のNACCSパッケージへの追加

事務局（センター）から、資料13に基づき説明の後、意見交換を行った。

「事前届出搬入連絡（IFG）」後の検査命令書の自動発行

事務局（センター）から、資料14に基づき説明の後、意見交換を行った。

「食品等輸入届出事項登録（IFA）」業務等の改善<2>

事務局（センター）から、資料15に基づき説明の後、意見交換を行った。

医薬品医療機器等業務の見直し

事務局（センター）から、資料16に基づき説明の後、意見交換を行った。

（2）意見交換の概要

サブWG検討結果：損害保険業務のシステム化<2>

損害保険業務のサブWGにおいて、「包括保険確認登録（HKA）」業務の利用対象者に輸出入者と通関業者だけでなく、海貨業者も含めた方が良いと意見があったが、WG委員のご意向はどうか。（事務局）

海貨業界としても必要なもので、含めて欲しい。（委員）

承知した。輸入者、海貨業者、通関業者を対象として記載を変更する。（事務局）

マイナンバー（法人番号）に係る対応

通関業者は輸出入者から輸出入者符号の連絡が無い場合、NACCS掲示板から検索して入力しているが、法人番号の入力が開始された場合、検索可能なサービスは提供されるのか、またどのような提供方法になるのか。（委員）

国税庁のホームページで法人番号、名称、住所をダウンロード出来る予定ではあるが、提供される情報は和文であり、そのままではNACCSへの流用は出来ない。アルファベット表記の一覧情報を提供するとなると、必要な情報の作成は弊社だけでは出来ないため、既存のコード管理者にもノウハウの提供など協力をお願いする必要があり、第6次NACCSにおける法人番号の利用方針の整理を受けての議論と考えている。現時点で提供方法について、具体的な提案は出来ないが、期待する機能やサービスについて、具体的な御要望を聞かせていただければ、可能な限り対応していきたい。（事務局）

新しく“支店番号”という名称で4桁の数字が付与されているが、NACCSが付けたのか。（委員）

弊社で付与するものではない。支店番号は、AEOが法人単位ではなく事業所単位で承認されることもあるから、AEO取得の識別を事業所単位で出来るようにしたいという意図があると聞いている。輸出入者においても、申告上の輸出入者の名称・住所を事業部や支店ごとの表記にしたいというような要望があれば、枝番があることで、より詳細な内容を記載することが可能になる。（事務局）

N A C C Sセンターで管理しないのであれば、通関業者はどのように支店番号を把握できるのか。(委員)

管理しないというのは、N A C C Sセンターにて枝番の発給事務はしないということであり、情報提供をしないということではない。先程も述べた通り、情報提供については検討していきたい。(事務局)

“支店番号”の名称に少し違和感があるが、この名称を進めることに決まったのか。(委員)

“支店番号”は仮称である。先程、N A C C Sセンターからの説明の通り、枝番により事業部単位のA E O事業者を識別することを考えているが、利用者において枝番の要望が無いのであれば、法人番号13桁と事業部単位のA E O事業者においては税関発給コードをご利用いただくという案も検討出来る。枝番の必要性についてはご意見をいただきたい。(関税局)

変更対象業務の業務コードは第6次N A C C Sの業務に基づいたものか。(委員)
現時点の第6次N A C C Sで提供予定の業務を記載している。最終版ではないので決まり次第別途ご案内する。(事務局)

ページ1に“N A C C Sが提供する業務において、「輸出入者コード」の入力を要する全ての業務について、原則として17桁のコードを入力可能とする仕様変更を実施する”とあるが、法人番号の入力は任意という理解で良いのか。(委員)

法人番号の任意・必須については各業務により異なるので、その業務仕様に従っていただくことになる。(事務局)

N A C C Sの業務では、情報の通知先として輸出入者コードを利用するケースがあるが、これらも全て17桁の法人番号を使用することになるのか。(委員)

N A C C Sにおける連絡ツールとしては、輸出入者コードや利用者コードを通知先に入力することやEメールを利用することがあるが、新規業務等においてどのような通知方法を選択するのかについては、詳細仕様の検討において利用者の利便性が向上するように検討していきたい。(事務局)

現在、中間報告書まで作成されているが、そこで記載されている内容に合わせて自社の基幹システムの作り込みを進めても良いのか。(委員)

基本的には来年3月の詳細仕様の確定を待ってから進めていただく方が確実である。それまで月日があることから、業務仕様書の入出力項目表については確定したものがあれば、随時、掲示板等で案内をしていきたい。その内容は、各社で改修の規模感を図る上でも活用していただきたい。(事務局)

法人番号の識別符号の入力は必須ということであるが、マイナンバー制度上必須ということになるのか。(委員)

輸入者が国内法人、個人あるいは、外国法人が等によって、法人番号の要否が異なるので、必ずしもマイナンバーの入力が必須ということではない。輸入者によって必須か否かが変わるので、その仕分けを行うためにも識別符号を入れていただくことになる。(事務局)

併せて、昨今では通販等の取引形態が多様化しているので、こういった取引形態なのかを税関の審査の判断材料とさせていただきたいことから識別符号の細分化を図ることとする。(関税局)

以上